

# 環境施設の更新に関する基本協定書へ調印

11月2日、市役所において、市議会正副議長、環境施設対策特別委員会正副委員長の立ち会いのもと、環境センターの地元4自治会(今浜自治会、水保自治会、立田自治会、幸津川自治会)と市が、環境施設の更新に関する基本協定書を締結し、その調印式が執り行われました。

## ① 環境施設の位置 および施設等

(1) 位置 環境センター敷地内  
(2) 施設内容

② 施設規模：71トン/日(35・5トン/日)×2炉、24時間運転)

① 処理方式：ストローカ方式  
熱回収(発電)



地元4自治会との協定書締結

③ 処理対象物：燃えるごみ、リサイクル施設の可燃残渣、可燃性粗大ごみ、災害ごみ  
熱回収施設においては、ごみの焼却に伴う熱エネルギーを回収し、発電を行い、環境施設内で有効に利用します。

リサイクル施設  
② 施設規模：10・68トン/5時間  
① 処理対象物：燃えないごみ、粗大ごみ、資源物

## ② 環境保全対策

環境施設の更新に関し、排ガスの自主規制値を本協定で定めるほか、騒音、振動、悪臭、水質汚濁、焼却灰等の飛散防止にかかる必要な対策は、環境保全協定書に定めます。

## ③ 環境施設の運転期間 および次期環境施設の建設

(1) 環境施設を運転する期間は、原則として30年とする。  
(2) 環境施設の長寿命化対策を実施し、30年を超えて運転を行う場合は、環境への配慮等について事前に地元自治会と協議を行う。  
(3) 次期(3回目)の環境施設の建設については、現地では行わない。

環境センターは、市民にとって必要不可欠な施設であり、昭和60年に施設の稼働を始めて以来、30年を超える長きにわたり、地元の皆さまの深いご理解と協力のもとで、市民全体のごみを今日まで安定的に処理できております。このことに對し、改めて深く感謝を申し上げます。

さて、このたび、地元4自治会におかれましては、環境施設の更新について合意をいただき、去る、11月2日に基本協定書を締結させていただきました。厚くお礼を申し上げます。

平成26年7月に「環境センター敷地を建設候補地とすることを表明して以来、今日まで、度重なる協議を重ねさせていただき、地元の皆さまに多大なるご心労とご心痛をおかけしましたことを改めてお詫び申し上げます。

地元4自治会の皆さまにおかれましては、今日まで30有余年にわたり、市民全体のごみを受け入れてきていただいたうえに、今後、さらなるご負担をおかけするにも拘わらず、老朽化が進む現施設の状況に鑑み、この間、私どもの協議に真摯に向き合っていただきます中、市民生活に欠くことのできない、ごみ処理というまちづくりの大きな観点から、大変重く、かつ、苦渋のご決断を賜ったものと存じ、心より深く感謝を申し上げます。

今後におきましては、「地元の負担を単なる負担に終わらせない」との強い決意で、環境に十分配慮した環境施設を整備することはもとより、付帯施設整備をはじめとする地域の活性化に向けてしっかりと取り組んでまいります。市民の皆さまにおかれましては、地元の負担に常に思いを馳せていただく中で、ごみの減量化や分別の徹底を何卒よろしくお願い申し上げます。

守山市長 宮本和宏

※ごみ焼却施設については、全国的に  
念公園の整備

は、現在、広域化の取り組みが進んでおり、次期更新時には広域による取り組みが進むよう、市として県等に働きかけてまいります。

## ④ 地域の活性化対策

次の事業を実施する。  
・環境センター全体の整備による

・魅力ある明富中学校区づくり  
・速野学区、中洲学区の地域活性化対策

# 守山市環境学習都市宣言を制定



守山市ごみ・水環境問題市民  
会議会長より宣言文が提案

環境施設更新の取り組みを進める中で、平成29年4月18日付けで守山市自治連合会が「新しい環境施設の整備における私たちの決意」を表明されました。

そのことを契機に、守山市ごみ・水環境問題市民会議を中心に議論をいただき、市内の中高生からも意見をいただくなか、同会議から守山市環境学習都市宣言文案が本市に提案されました。

そのことを受け、去る、10月23日の市議会臨時会での議決を経て、守山市環境学習都市宣言を制定しました。

11月3日には、市民ホールで、守山市環境学習都市宣言制定記念式典を挙行了しました。

本市は、古くから琵琶湖と野洲川の恵みに支えられ、美しい田園風景が広がる自然豊かなまちです。その恵まれた環境のもとに、市民や環境

## 式典の様子



守山幼稚園児による「ありがとう ホタルよ」の歌を披露

団体の皆さまとともに、環境保全に取り組んできたところです。

環境センターを更新するこの時期に市民一人ひとりが守山の環境について、さらに理解を深めるとともに、学び、考え、行動することを目的に宣言を制定しました。

今後、この宣言が市民の皆さまに親しまれ、未永く愛される宣言となるよう、各種行事において唱和するなど、広く周知してまいります。

この宣言を通じて、市民の皆さまが環境センターにおける環境学習はもちろんのこと、琵琶湖や地球環境、身近な自然などについて理解を深め、ともに学び、考え、行動することにより、この素晴らしい守山の環境を未来へ継承するとともに、環境に関心を持つ子どもたちが育ち続ける街となるよう、ともに取り組んでまいりたいと考えております。

## 守山市環境学習都市宣言

私たちが暮らす守山は、琵琶湖と野洲川の恵みに支えられ、美しい田園風景の広がる自然豊かなまちです。

私たち守山市民は、今日まで、「せっけん運動」をはじめ、全国に先駆けてのごみの分別、ホタルが住まう水辺環境、野洲川いかにくだりに長年取り組んできました。

さらに、地球市民の森の100年の森づくり、赤野井湾の外来植物の市民の手による駆除活動、自転車で移動しやすいまちづくりなどに取り組んでいます。

この恵まれた環境を未来へつなぐとともに、自然を大切にする子どもたちが育つまちを創りつづけるため、ここに守山市民がともに学び、考え、行動する『環境学習都市』を宣言します。

- 1 わたくしたちは、ホタルが飛び交う水辺や森づくりを通して、自然を大切にする心を育みます。
- 1 わたくしたちは、ごみの分別や減量化を通して、資源の活用と環境意識の向上を図ります。
- 1 わたくしたちは、豊かな琵琶湖の恵みを通して、琵琶湖の大切さを学び、琵琶湖を守るために行動します。
- 1 わたくしたちは、地球環境と自然を守る暮らしを通して、エネルギーを大切に、持続可能な社会を築きます。
- 1 わたくしたちは、環境学習を通して、人と人がつながり、環境や自然に関心を持ち、その大切さを共有します。



高校生による環境の取り組みを発表



宣言の唱和